

土砂災害防止法の概要

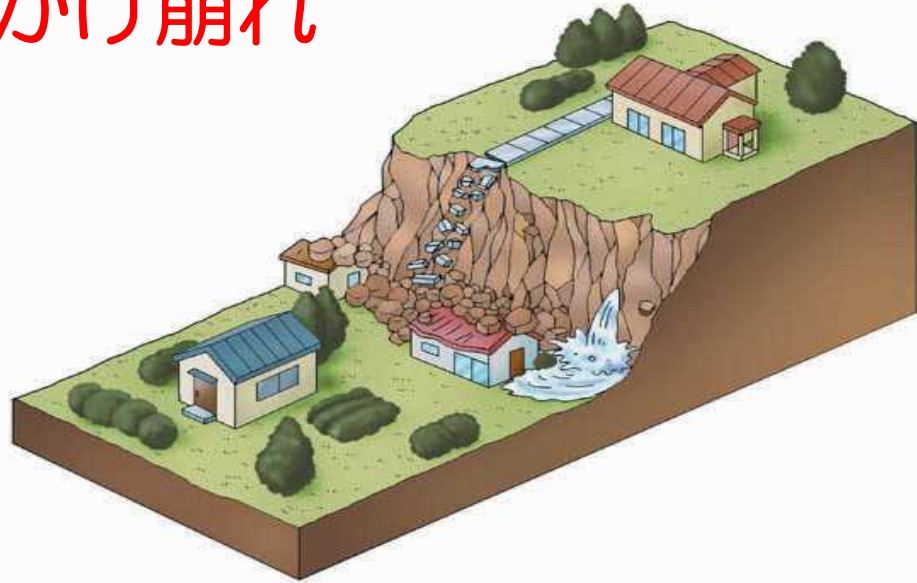


H26.8 広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川(広島災害)

栃木県 宇都宮土木事務所 企画調査部

土砂災害の種類

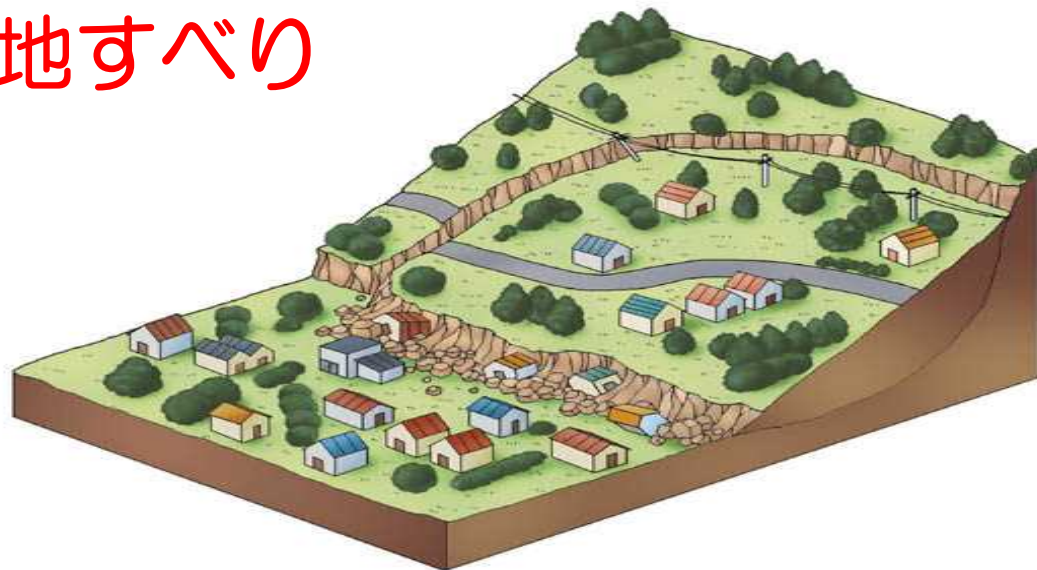
がけ崩れ



土石流



地すべり



①がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

突然斜面が崩れ、岩や土砂が落ちてくる現象です。



写真：新潟県三島郡三島町逆谷



写真：宮崎県三股町切寄

②土石流

岩や土砂が水と一緒に激しく流れ下る現象です。

土石流



写真:大分県竹田市荻町南河内

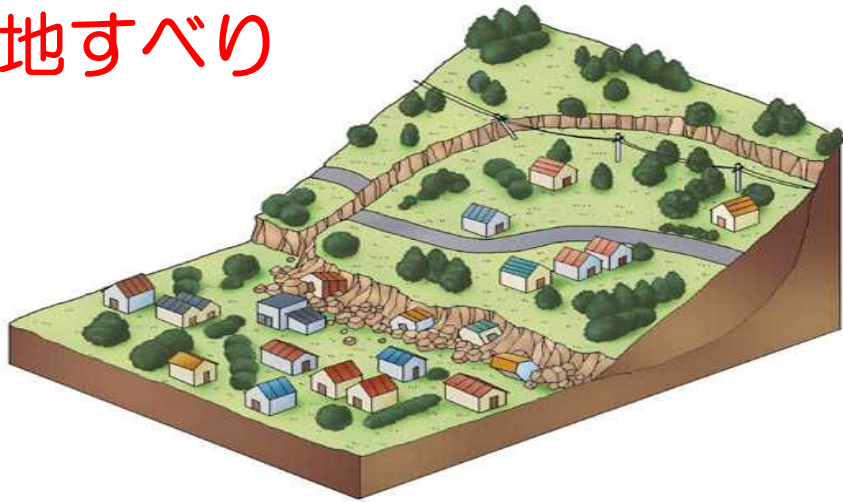


写真:長野県岡谷市柳原

③地すべり

地面がひびわれ、断続的に斜面が滑り出す現象です。

地すべり



写真：長野県佐久市駒込



写真：新潟県長岡市土ヶ谷

全国の土砂災害発生件数

○令和元年の土砂災害発生件数は1,996件で、集計を開始した昭和57年言以降4番目の発生件数を記録し、集計開始以降における平均発生件数(1,081件)の約1.8倍を記録。(これまでの最多件数は平成31年の3,459件が最多)

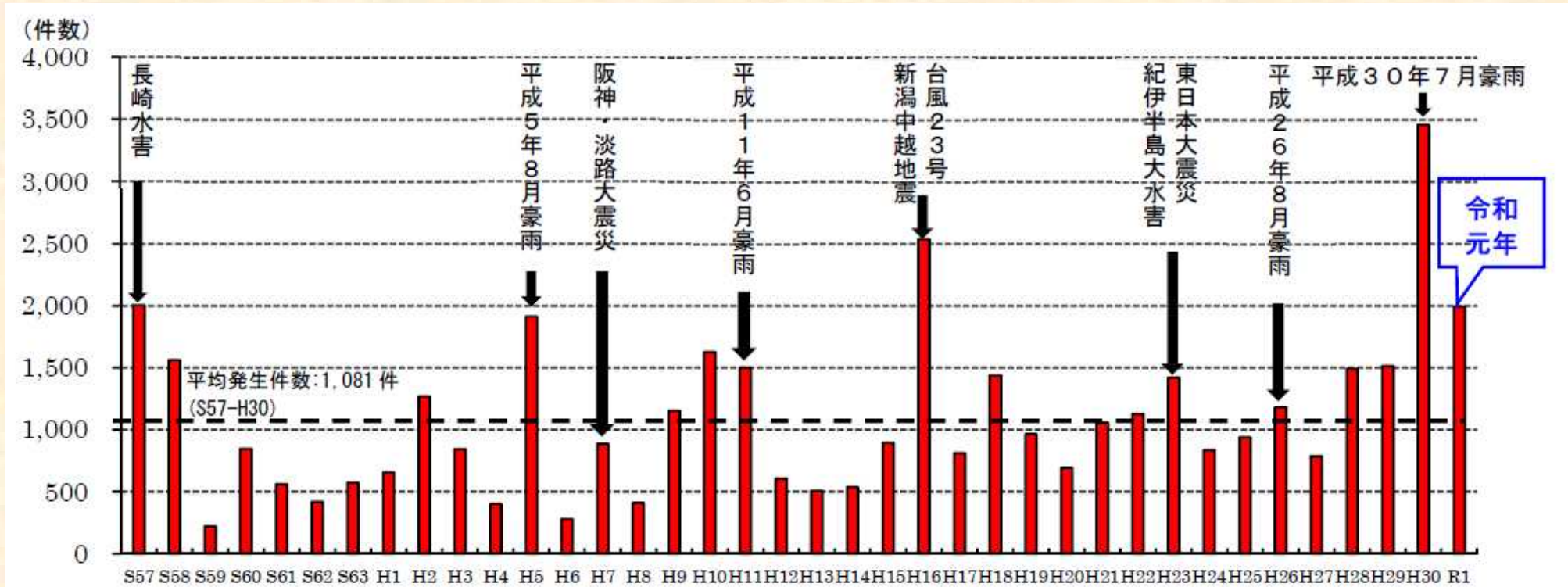


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57~R1)

発生件数上位5県

宮城県	261件
神奈川県	214件
鹿児島県	202件
千葉県	186件
福島県	163件

全国の土砂災害発生件数

○令和元年は1都1道1府40県で土砂災害が発生し、死者・行方不明者23名、負傷者12名、人家被害535戸の甚大な被害が発生。

土砂災害発生件数

1,996件

土石流等： 478件

地すべり： 99件

がけ崩れ： 1,419件

【被害状況】

人的被害：死	者	22名
行方不明者	1名	
負傷者	12名	
人家被害：全	壊	77戸
半	壊	74戸
一部損壊	384戸	

土砂災害をもたらした主な大雨等

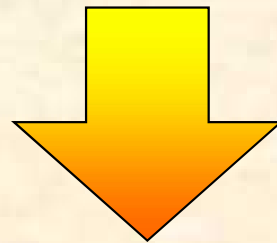
- ・山形県沖を震源とする地震：2件
- ・6月下旬からの大雨(6/27~7/9)：227件
- ・台風第5号：25件
- ・台風第8号：1件
- ・台風第10号：15件
- ・8月前線大雨(8/27~30)：171件
- ・台風第13号：3件
- ・房総半島台風(台風第15号)：86件
- ・台風第17号：9件
- ・台風第18号：10件
- ・東日本台風(台風第19号)：952件



図1. 都道府県別の土砂災害発生件数

土砂災害防止法の制定

- 土砂災害を防止する工事を進める一方で、土砂災害が発生するおそれのある区域を設定し、住民に明らかにする。
- 警戒避難体制の整備や、新たな危険箇所を増加を抑制するなどの対策を講じる。



土砂災害防止法

土砂災害防止法の制定

- ①土砂災害から**国民の生命および身体を保護**することを目的としています。
- ②警戒避難体制の整備などの**ソフト対策**を推進するための法律です。
- ③行政の「**知らせる努力**」と住民の「**知る努力**」が相乗的に働くことを期待した法律です。

土砂災害対策の4法律

土砂災害の発生源

砂防法
地すべり等防止法
急傾斜地法

ハード対策

- 砂防工事
- 地すべり防止工事
- 急傾斜地崩壊防止工事

ソフト対策

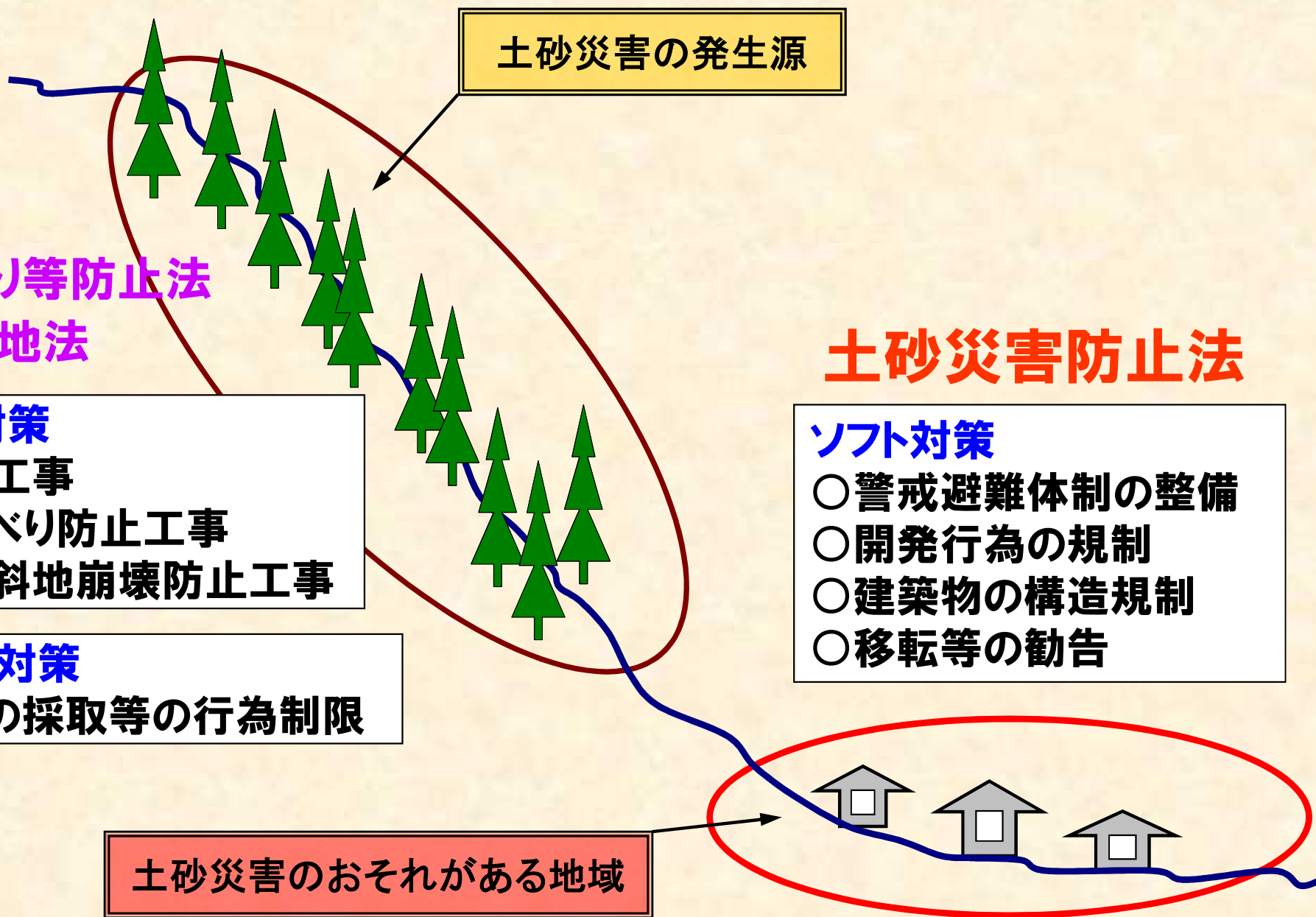
土石の採取等の行為制限

土砂災害防止法

ソフト対策

- 警戒避難体制の整備
- 開発行為の規制
- 建築物の構造規制
- 移転等の勧告

土砂災害のおそれがある地域



土砂災害防止法の流れ

基礎調査の実施

机上および現地において、地形、地質等の状況を調査し、土砂災害のおそれのある区域を設定します。



基礎調査結果の通知

基礎調査の結果を関係市町長に通知します。



市町村長の意見聴取

区域指定に先立ち、関係市町長の意見を聞きます。



区域の指定（公示）

設定された区域を指定します。



公示図書の縦覧

指定された区域の図面等を、市町や県の担当部署で縦覧します。

栃木県における取り組み

1巡目基礎調査・警戒区域指定

1巡目基礎調査：平成15年度～平成23年度

土砂災害警戒区域（6,685箇所）平成25年3月指定完了
土砂災害特別警戒区域（5,994箇所）：平成26年12月指定完了

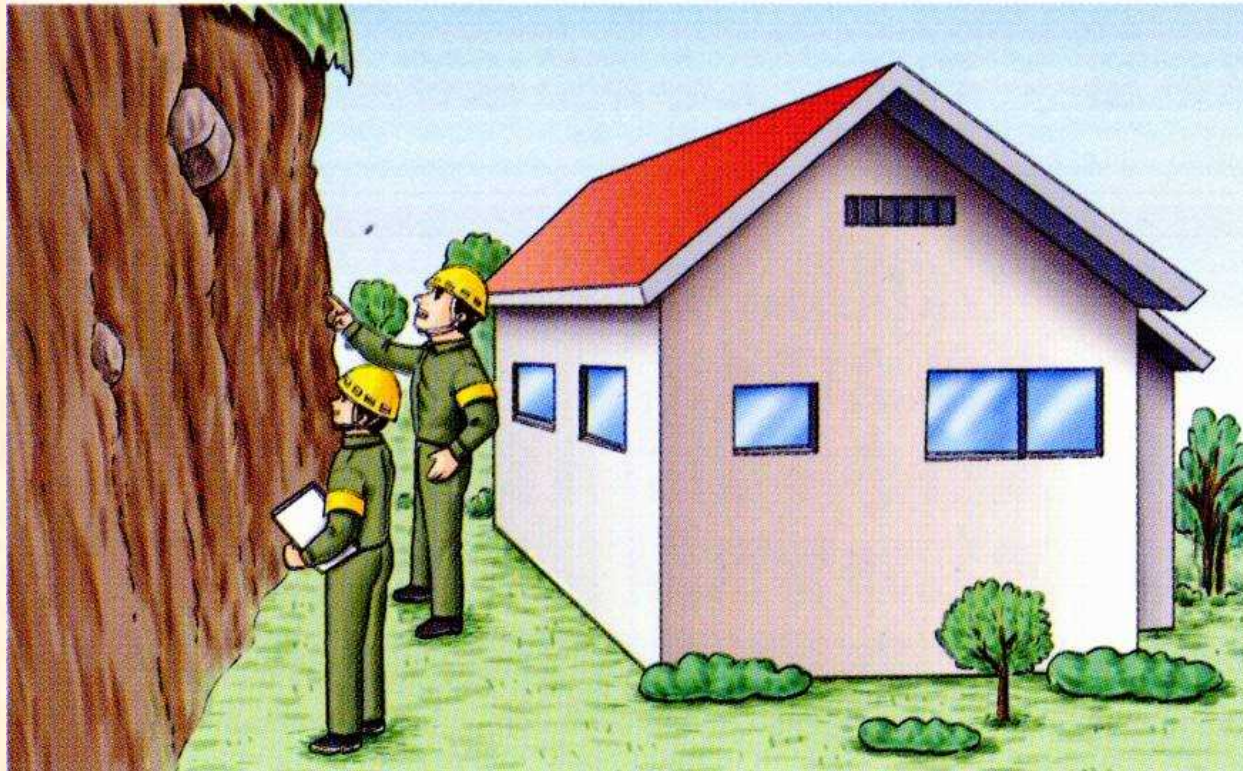
- ・おおむね5年ごとに基礎調査を行うこと（土砂災害防止法4条）
- ・1巡目基礎調査開始から10年以上経過
 - ⇒既調査箇所の土地利用の変化
 - ⇒地図のデジタル化など調査に使用するデータの精度向上

2巡目基礎調査・警戒区域指定

2巡目基礎調査：平成27年度～
土砂災害警戒区域等の指定：平成30年度～

基礎調査の実施

○土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



基礎調査の対象となる箇所は、

- かけ崩れの危険性のある斜面とその下方の土地
- 土石流の危険性のある溪流とその下流側の土地
- 地すべりの危険性のある箇所とその下方の土地

警戒区域と特別警戒区域

基礎調査により、**土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）**

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）を設定します。

警戒区域 イエローゾーン

土砂災害の
おそれがある区域

◎地形条件で設定する

・過去に発生した災害の実態
から定められた地形の条件



○急傾斜地（がけ）

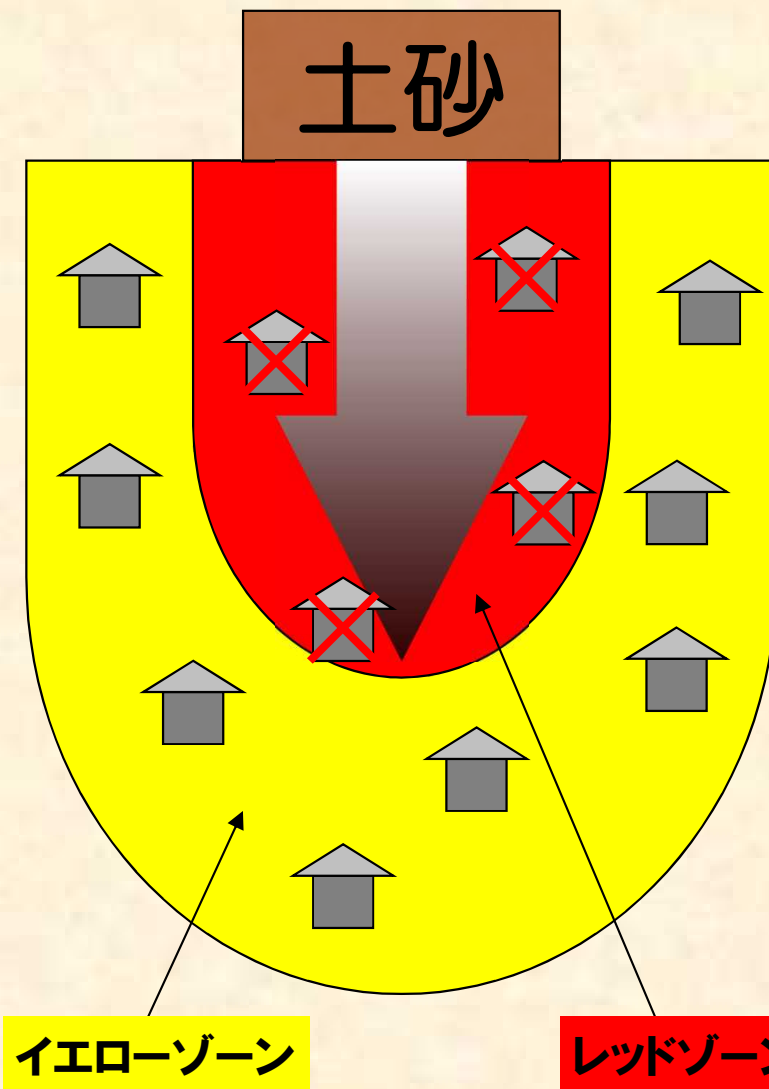
- ・斜面下部より高さの2倍の距離の範囲（最大で50m）
- ・斜面上部より10mの範囲

○土石流

- ・地盤勾配2度以上の土地の範囲

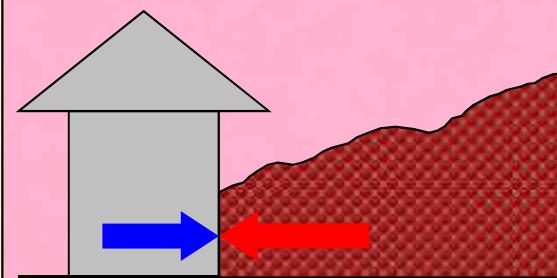
○地すべり

- ・地すべりしている土地の長さと同じ範囲（最大で250m）



特別警戒区域 レッドゾーン

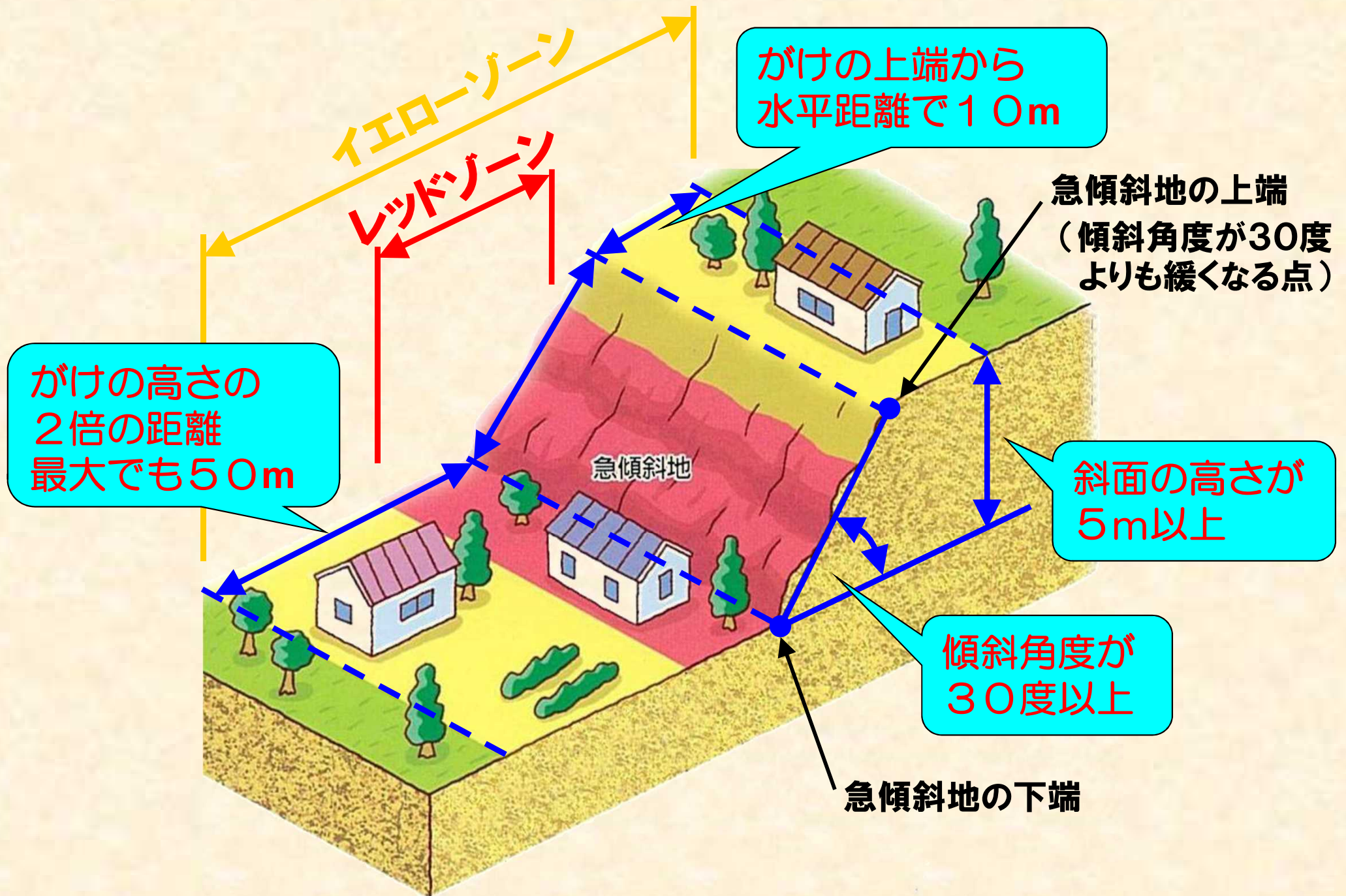
建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



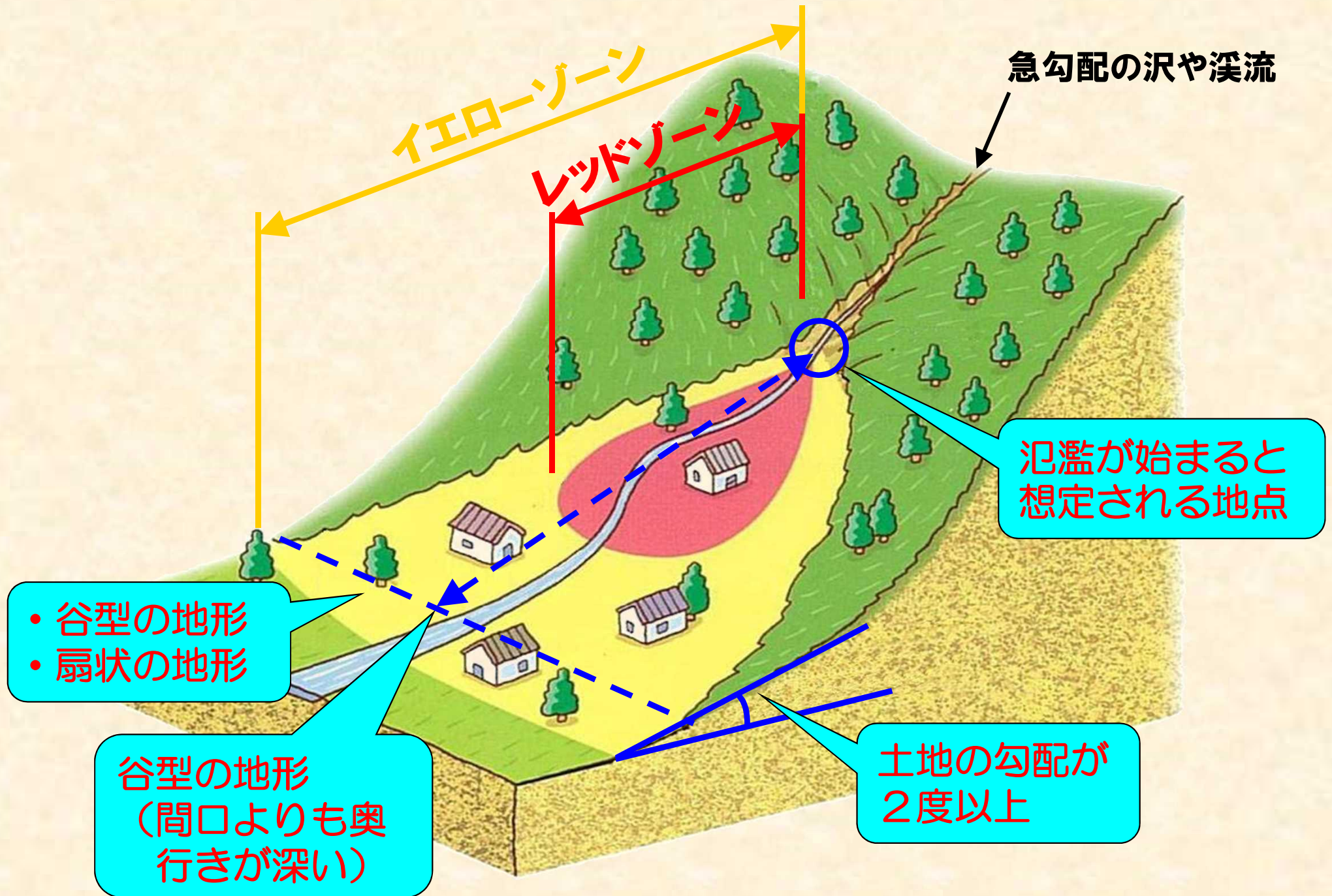
建築耐力 土砂等の力

土砂等の力と建築物の耐力を算出し、比較判定により設定する

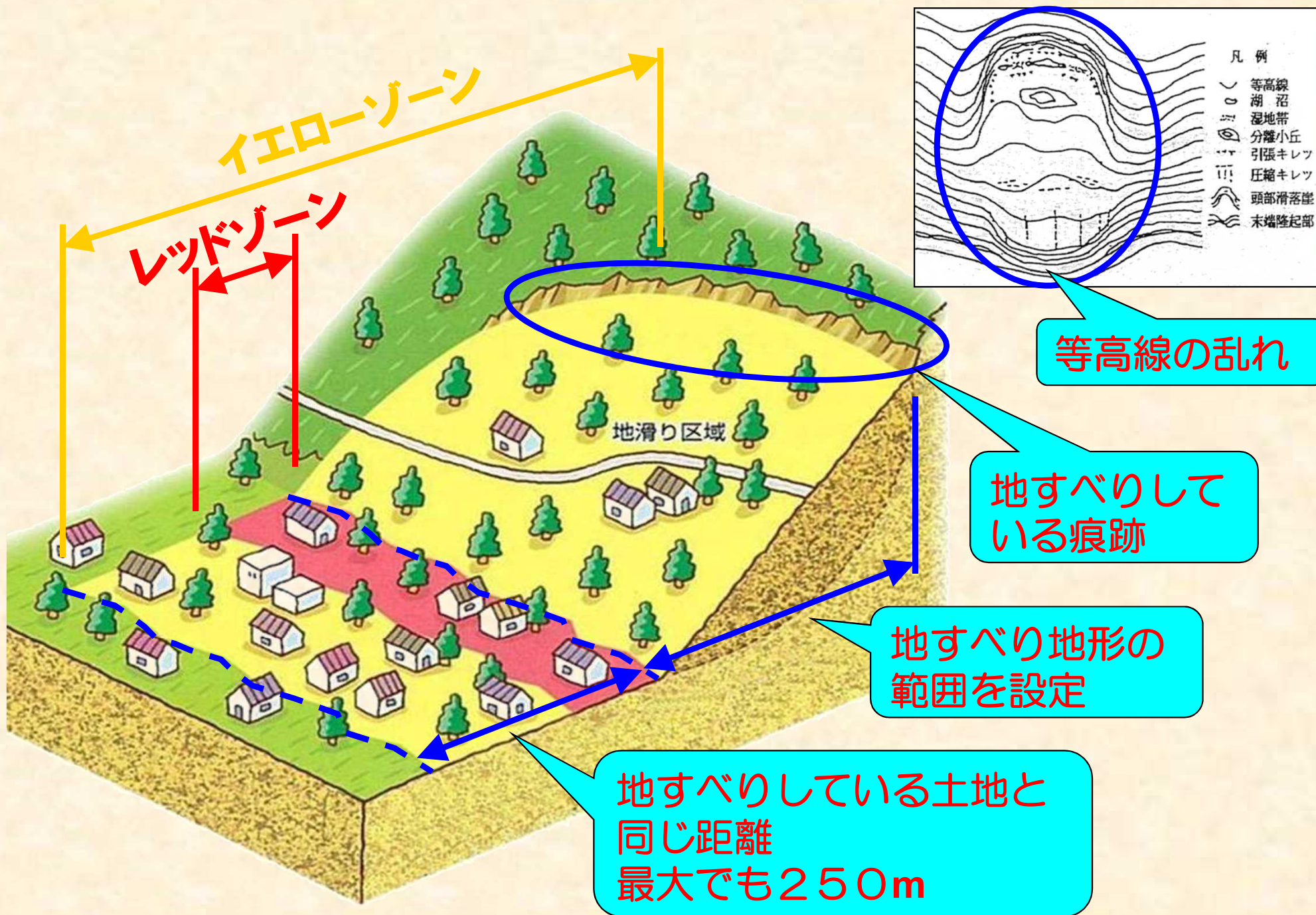
①がけ崩れのおそれのある区域の設定



②土石流のおそれのある区域の設定



③地すべりのおそれのある区域の設定



区域設定の事例

1/2,500



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

警戒避難体制の整備

土砂災害に関する情報の収集・伝達



情報の伝達方法等

避難場所に関する情報

- 市町村地域防災計画において、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制が定められます。
- 円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップ等が配布されます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

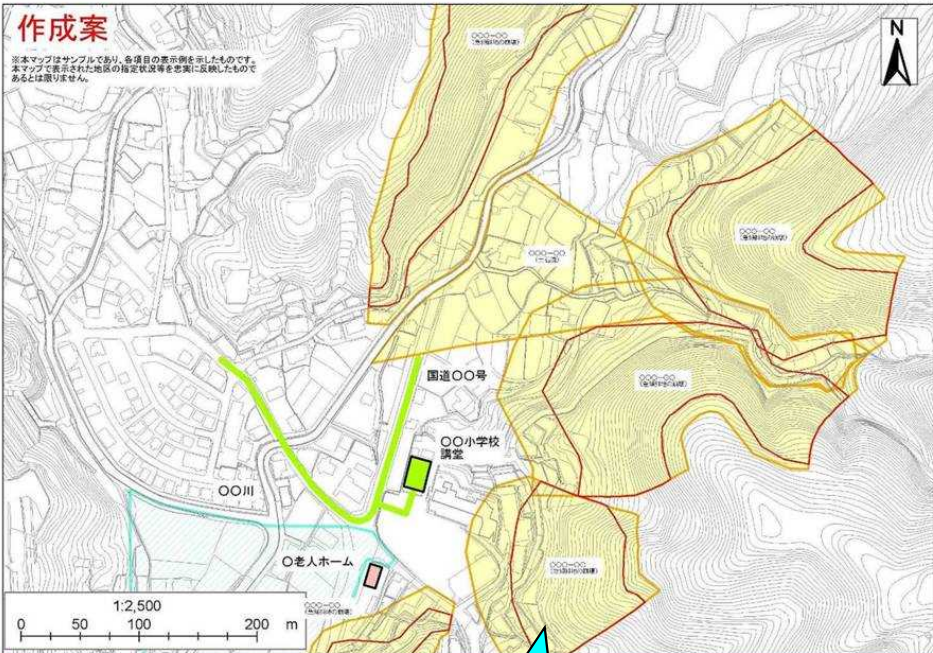
ハザードマップ等の配布

〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：
 〇〇県 〇〇部 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
 〇〇市 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

作成案

※本マップはサンプルであり、各項目の表示例を示したものです。
 ※マップで表示された地区の指定状況等を忠実に反映したもので
 あるとは限りません。



位置図 (1/25,000)

項目	記号
土砂災害警戒区域	黄色
土砂災害特別警戒区域	赤色
浸水想定区域	水色
避難場所	緑色
主要な避難路	黄色
災害時要保護者関連施設	赤色

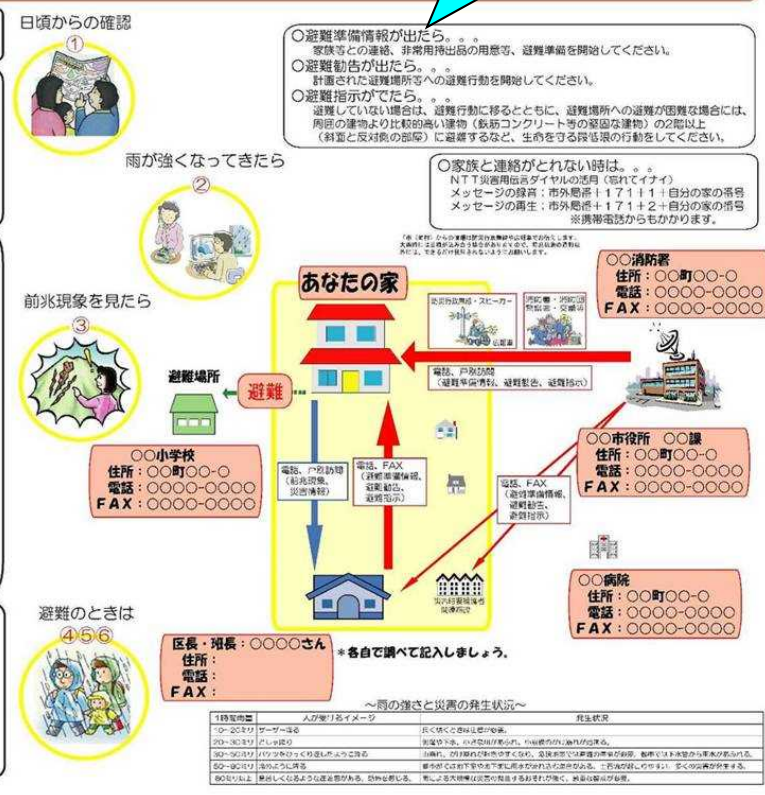
〇黄色でめりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 〇赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難がなされるので、注意してください。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や漂流、避難場所などをよく確認しましょう。

警戒区域等の範囲や
避難場所を表示

- ④ 基準雨量を超えていたら、避難が必要です！
 ※電話応答による雨量情報提供サービス (02)〇〇〇〇-〇〇〇〇
 インターネット (アドレス: http://www.〇〇〇〇〇) 等で確認できます。
- ⑤ 避難勧告などの連絡があったら直ちに避難しましょう！
- ⑥ 避難の際はこんなことに気をつけましょう！
 ・避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域（浸水するおそれがある区域）を避けた避難経路を選択しましょう。
 ・深流から直角方向に避難し、できるだけ深流から離れましょう。

情報の伝達系統や情報の
入手先等を表示

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族が避難する場所に貼っておきましょう。



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

要配慮者利用施設における警戒避難体制

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

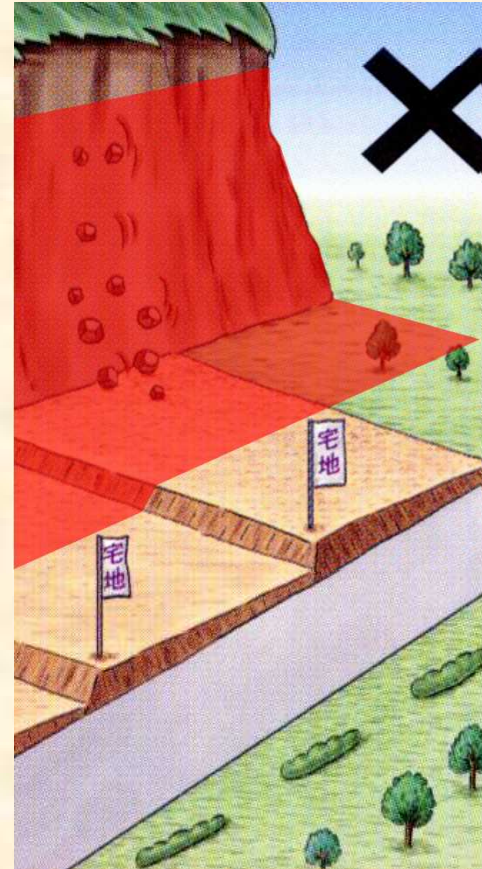
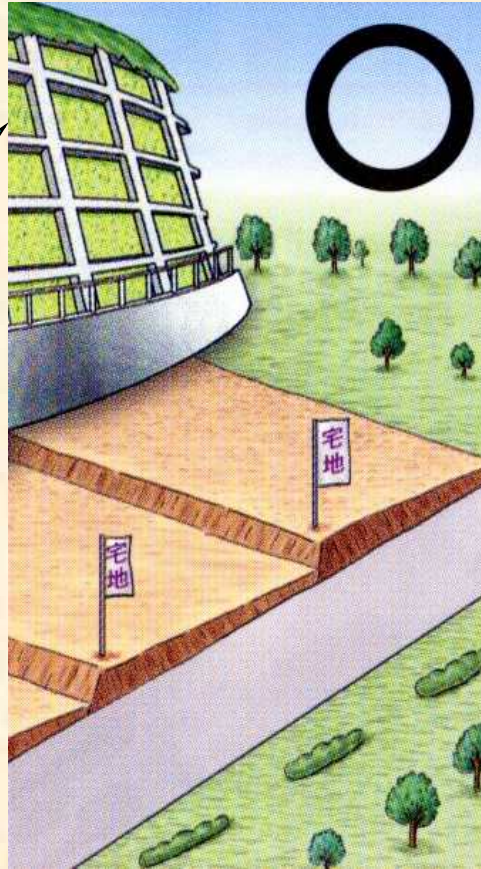
※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

特定の開発行為に対する制限

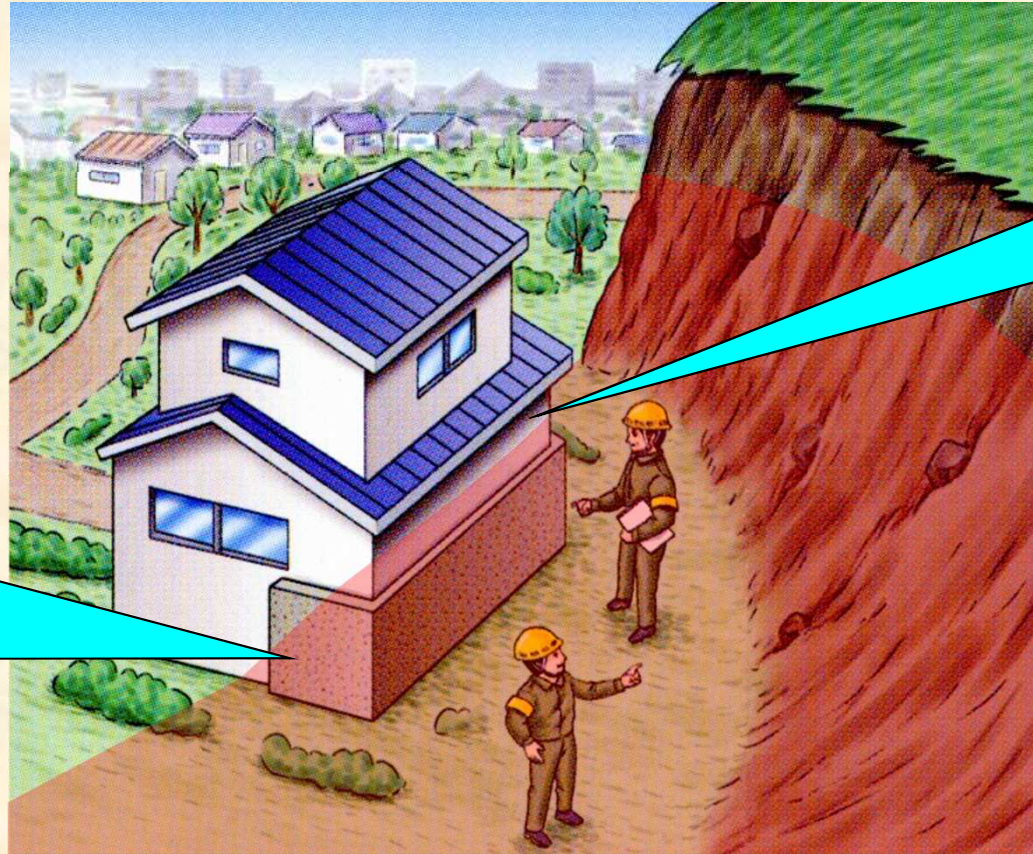
土砂災害対策
を講じる必要
があります。



- 宅地分譲
- 老人ホーム、病院などの要配慮者利用施設の建築を行うための開発行為には、許可が必要となります。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

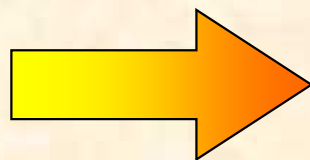
建築物の構造規制



土砂等の衝撃に耐えられる構造とする必要があります。

レッドゾーン内で居室を有する建築物

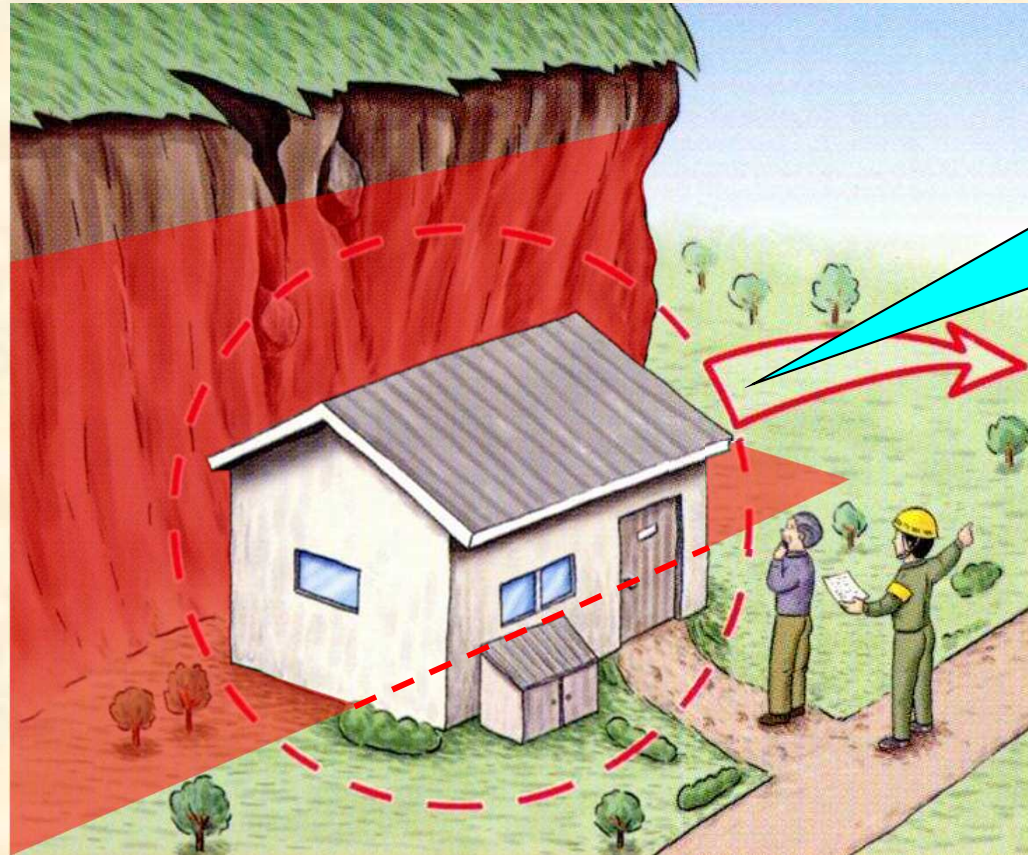
新築、増改築を行う場合、建築確認申請の対象となります。



土砂等による衝撃に対して安全な構造が求められます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

建築物の移転等の勧告



レッドゾーン
から安全な区
域への移転

土砂災害が発生した場合、その居住者、利用者等の生命に著しい危害が生じるおそれのある建築物については、建築物の所有者や管理者等に対し、**移転等の勧告**ができます。

知らせる努力と知る努力

知らせる努力

県

- 土砂災害警戒区域等の指定
- 関連する情報の提供

市町村

- 警戒避難体制等の整備
- 土砂災害警戒区域等の情報提供

公助

協働

知る努力

住民

- 防災への備え
- 避難場所等の確認
- 自主避難

自助

連携

地域

- 自主防災組織の設立
- 災害時要援護者への支援
- 避難訓練

共助

土砂災害から皆様の安全な暮らしを守るために、
土砂災害防止法へのご理解とご協力をお願いします。